

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	上名手地域 (名手上,平野,名手下,西野山,江川中, 切畑)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	373ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	215ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	65ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進む中、担い手となる若い人が不足している。
傾斜のある果樹園はイノシシ等の獣害被害が増えており問題になっている。
中山間地では傾斜に沿った狭い面積の農地があり、高齢化に伴い管理が難しく耕作放棄地になっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内の農地を中心経営体を引き受ける。

耕作がしやすいが後継者がいない農地などが今後増えていくので、そのような農地を農地中間管理機構を通して意欲のある農業者に貸付けられるように推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

高齢で耕作ができない農地を持っている農業者に農地中間管理機構の認知を図るために、関係団体の協力のもと周知を徹底する。

〈新規就農の受入方針〉

新規就農者に対して、農地の貸付けや農機具のレンタルなどサポートを地域で行う。それに対して、市や農業委員会などの関係団体は支援を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻、果樹	78 a	水稻、果樹	78 a	上名手
認農		果樹	150 a	果樹	150 a	上名手、麻生津
認農		果樹	205 a	果樹	205 a	上名手
認農		果樹、施設野菜	87 a	果樹、施設野菜	87 a	上名手
認農		果樹、露地野菜	100 a	果樹、露地野菜	120 a	上名手、川原、長田
認農		果樹	70 a	果樹	110 a	上名手
認農		果樹	280 a	果樹	300 a	上名手、竜門
認農		果樹、施設野菜	52 a	果樹、施設野菜	102 a	上名手
認農		果樹	240 a	果樹	240 a	上名手
認農		施設野菜、果樹	90 a	施設野菜、果樹	90 a	上名手
認農		露地野菜、花き	100 a	露地野菜、花き	150 a	上名手
認農		果樹	250 a	果樹	250 a	上名手
認農		施設野菜、露地野菜	468 a	施設野菜、露地野菜	628 a	上名手
認農		果樹	80 a	果樹	220 a	上名手
認農		果樹	150 a	果樹	170 a	上名手
認農		水稻、果樹	335 a	水稻、果樹	335 a	上名手
認農		水稻、露地野菜、果樹	85 a	水稻、露地野菜、果樹	85 a	上名手
認農		果樹	90 a	果樹	110 a	上名手
認農		果樹	350 a	果樹	350 a	上名手、池田
認農		水稻、露地野菜、果樹	148 a	水稻、露地野菜、果樹	178 a	上名手
認農		露地野菜、果樹	457 a	露地野菜、果樹	537 a	上名手
認農		果樹、露地野菜	175 a	果樹、露地野菜	200 a	上名手
認就		施設野菜	27 a	施設野菜	35 a	上名手
認就		果樹、露地野菜	81 a	果樹、露地野菜	151 a	上名手、田中、粉河、川原、長田
認就		果樹	90 a	果樹	150 a	粉河、上名手
25人			4238 a		5031 a	

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	麻生津地域 (赤沼田,横谷,麻生津中,北涌,西脇)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	273ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	145ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	71ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

管理ができていない農地が増えており、近隣の農地に草や虫などの被害が出ている。
 農業者の高齢化で重作業ができなく、農業を引退される方が増えており、担い手不足が著しい。
 地域で農業への理解と協力が得られていないところがある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

優良農地を転用する前に中心経営体などに貸付けを積極的にしてもらおう。

今後、農業経営の規模を縮小する又やめる農業者に対して、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈耕作放棄地の取組方針〉

地域全体で協力して耕作放棄地の解消のため、耕作放棄地の所有者が意欲のある若い担い手に貸付けできるように推進する。

〈新規就農者の受入方針〉

新規就農者は最初から一人で営農していくのは負担が大きいため、複数人のグループで協力の輪を作り耕作を行う。それに対して市に相談があった場合、対応をしていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹、花き	380 a	果樹、花き	380 a	麻生津
認農		果樹	240 a	果樹	240 a	麻生津
認農		水稲、露地野菜、果樹	248 a	水稲、露地野菜、果樹	263 a	麻生津
認農		果樹	150 a	果樹	160 a	麻生津
認農		果樹	175 a	果樹	175 a	麻生津
認農		果樹	247 a	果樹	277 a	麻生津、王子
認農		果樹、露地野菜	85 a	果樹、露地野菜	110 a	麻生津
認農		果樹	161 a	果樹	161 a	麻生津
認農		花き、果樹	70 a	花き、果樹	70 a	麻生津
認農		果樹	91 a	果樹	91 a	麻生津
認農		果樹	337 a	果樹	337 a	麻生津
	11人		2184 a		2264 a	

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	王子地域 (王子,名手西野,後田,藤崎)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	80ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農業は低所得なため、後継者の育成が難しい。
 地形的に大型農機具などを搬入するのが困難なため、思うように耕作ができない。
 紀の川市全体でみると中心経営体が少ない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体が少ないので、中心経営体となる若い担い手を地域外から受け入れ、農地を集約する。

今後、農業経営の規模を縮小する又やめる農業者に対して、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

耕作放棄地や遊休農地の増加を防ぐために、地域内で耕作しない農地などがあれば中心経営体や意欲のある農業者に集約できるように、農地の所有者は積極的に農地中間管理機構の活用をするとともに、各関係機関での周知を徹底する。

〈作物生産に関する取組方針〉

関係団体と連携し、地形に合わせた高収益の作物への転換を推進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻、果樹	380 a	水稻、果樹	480 a	王子
認就		施設野菜、果樹	12 a	施設野菜、果樹	50 a	王子、上名手
認就		露地野菜、果樹	97 a	露地野菜、果樹	220 a	王子
	3人		489 a		750 a	

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	名手地域 (穴伏,名手市場)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	81ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地域での農業に対する理解があまりない。
 農業所得が不安定なため、後継者が育たなく、地域の担い手不足が顕著である。
 高齢化で大型の農機具を使用したいが、農道が狭く搬入が難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

名手地域では特に中心経営体が少ないため、地域外から就農希望の人や意欲のある農業者を受け入れ集約する。

優良農地で後継者がいない農地は、農地中間管理機構を活用することで、流動化を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

今後中心経営体となる農業者や意欲のある農業者に進入路が整備されており立地が良いが後継者がいない農地を活用してもらうために、農地中間管理機構の活用を関係団体とともに周知する。

受け手と出し手が要望どおりにマッチングできるように、農地中間管理機構に働きかける。

〈新規就農の受入方針〉

新たな担い手として新規就農者の受け入れを推進する。受け入れるために新規就農者向けの公的機関の取組を活用するように促進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就		露地野菜、施設野菜	16 a	露地野菜、施設野菜	22 a	名手
認就		果樹	0 a	果樹	100 a	名手、田中、安楽川
認就		果樹、露地野菜	120 a	果樹、露地野菜	290 a	名手、田中、安楽川
	3人		16 a		122 a	

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者